

類型あてはめについて

1 類型あてはめに当たっての考え方

水生生物の保全に係る環境基準が定められた場合、国又は都道府県により水域ごとに環境基準の類型指定が行われることになるが、その際の基本的な考え方を以下に示す。

あてはめが必要な水域

水域類型のあてはめは、水産を利水目的としている水域のみならず、水生生物の保全を図る必要がある水域のすべてにつき行うものである。その際、当該化学物質による水質汚濁が著しく進行しているか、又は進行するおそれがある水域を優先することが望ましい。

水生生物が全く生息しないことが確認される水域及び水生生物の生息に必要な流量、水深等が確保されない水域については、その要因を検討することが重要であり、一義的に水質環境基準の水域類型の指定を検討する必要はない。なお、当該要因の解決等により、水生生物の生息が可能となった場合には、当然、類型あてはめを行うことが必要である。

重金属のように、人為的な原因だけでなく自然的原因により公共用水域等において検出される可能性がある物質であって、当該水域において明らかに自然的原因により基準値を超えて検出されると判断される場合には、あてはめに当たって十分考慮する必要がある。

あてはめを行う水域区分

効率的な監視・評価を行う観点から、従来の生活環境項目に係る水域区分を最大限活用することが望ましい。

いわゆる汽水域については、河川（淡水域）に区分されることになる。水生生物の生息という観点からは特異的環境とも考えられるが、他方、汽水域を定義する塩分濃度等が明確に規定されておらず、正確に汽水域を特定するのが困難であり、目標値を設定することができないことから、従来の取扱いに従うものとする。

また、塩水湖を、淡水域とするか海水域とするかについては、当該水域における水生生物の生息状況からより適切な類型をあてはめるものとする。

産卵場及び幼稚仔の生息の場について、その水域を厳密化するあまり、河川のごく一部を細切れに（パッチ状に）区分することは、実際の水環境管理に当たって混乱が生じる恐れがあることから、淀み等の部分のみにあてはめるのではなく、これらが連続するような場合には一括してあてはめることが望ましい。

達成期間

当該水域における水質の現状、人口・産業の動向、基準の達成の方途等を踏まえ、将来の水質の見通しを明らかにしつつ、環境基準の達成期間を設定する必要がある。ただし、環境基準を速やかに達成することが困難と考えられる水域については、当面、施策実施上の暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図るものとする。

2 類型あてはめに当たって把握すべき情報

類型あてはめに当たっては、水生生物の生息状況を的確に把握する必要がある。このため、以下の事項について情報を把握することが必要となる。

(ア) 淡水域

(魚介類の生息状況)

- ・魚介類の採取及び目視等による調査結果
- ・既存調査結果（地方環境研究所等の研究機関が実施した調査結果等）
- ・地元漁業協同組合等に対する水産漁獲状況のヒアリング結果

(漁業権の設定状況等)

- ・漁獲対象の魚介類を規定している漁業権の設定状況
- ・水産資源保護法に基づき指定された保護水面等各種法令により水産動植物の保全の必要性が示されている水域の設定状況

(河床構造)

- ・河床が礫か、砂かといった情報や、河川改修の計画等

(水温)

- ・環境基準点等での水温に関する情報

(イ) 海域

- ・魚介類の生息状況等について情報を把握。
- ・あてはめ範囲は、従来の生活環境項目と同様、内湾及び沿岸の地先海域の範囲

(ウ) 産卵場及び幼稚仔の生息の場の設定

- ・産卵場及び幼稚仔の生育状況等について情報を把握。
- ・(淡水域の場合) 一般的に幼稚仔の生息場所とされる、淀み、後背水域、水際植生の草地等の状況についても参考情報として把握。